

地域情報化の研究序説

—情報共有型社会の形成—

澤 克彦

目 次

はじめに

I 社会と社会の情報化

1. 社会の類型
2. 社会の情報化

II 地域情報化の展開

1. 地域の情報化
 2. 地域メディア開発
 3. 地域情報システム整備の現状
- #### III 地域コミュニケーションにおける地域情報
1. 地域情報の定性的把握
 2. 市民による地域情報の形成
 3. システムの共有から情報の共有へ

むすび

はじめに

情報化社会という言葉を、各分野各方面において聞及ぶがその全体像や方向性は容易に把握しえるものではない。それは産業社会の延長に位置付けられた情報産業社会としての扱いをされてきた一方で、経済中心の社会から構造転換する上での要として期待されてきた両義的性質による。

これまで主に産業界を中心に進められてきた効率化・合理化としての情報システムの導入は確実な成果をあげ、社会の情報化の主導権を握ってきた。もちろん、合理化手段としての情報化は企業のみに受け入れられたものではなく、行政

の情報化としても各種効率化が進められていった。

同時に、パソコンの普及を画期とする情報化（システム化）の社会全般へのひろがりは単に産業構造の転換にとどまらず、人々の生活社会へも影響する。わが国でのインターネット利用は急速に広まりつつある¹⁾。そこには、社会生活全般の構造に変動をもたらす可能性をもち、今後どれくらいの速度と規模で裾野が広がるかは注目される問題である。

一方、今日の地域社会に期待される多様な課題への対応は、地域コミュニティを前提とするものである。少子高齢化社会における福祉のあり方、教育の地域連携、住民参加型の地域開発などである。特に、住民参加型への行政施策の態度変化は、いやおうなしに地域のコミュニケーション力を要請とするものである。主体としての市民が地域に対して積極的な関係を繰り広げる段階を必要としている。この地域コミュニケーションの活性化部分に地域情報化は役割を果しうるとして受容されていった。本稿の問題認識はまさにこの部分にあり、「社会の情報化」と「地域社会の変動」の接点に位置する地域情報化を、地域コミュニケーションの問題認識の下に掘下げることにする。

(注)

- 1) 郵政省編『通信白書 平成12年版』によると、インターネット接続人口は2706万人となっている。ここには、パソコンに加えて携帯電話端末、携帯情報端末、家庭用ゲーム機、インターネット接続機器を設置したテレビ受像機などを使ってインターネット上のサービスを利用した人が含まれる。通信白書のホームページは、<http://www.mpt.go.jp/policyreports/japanese/papers/h12/html/c1040000.html>

I 社会と社会の情報化

本章では地域情報化の上位概念に社会の情報化を位置づけ、社会類型によってその範疇を明らかにし、その史的変遷をたどることで今日の社会の情報化に含まれる意味を検討する。

ここで「情報化」という語を多用するが、ここでは一旦次のような問題認識として取り上げておく。即ち、情報化は「情報通信技術の発達を基盤として」

社会空間の中で言語など有意味なシンボルのパターンとして認識される「情報」の「生産過程（収集、処理／加工・蓄積、伝達）と消費過程（受容、処理／加工・蓄積）の大量化・高度化・多様化が進み、社会の諸領域において情報の比重が高まること」と位置付けられる¹⁾。さしあたりこれを基本認識として検討を進めたい。

1. 社会の類型

社会学者富永健一による近代産業社会の分析によって、社会は表1.1.1にある類型として捉えることができる²⁾。表全体が最広義の社会の範囲である。私たちはこのいづれの領域においても存在し、また条件を限定することでいづれかの社会に立たされている。ここでの留意点は、社会集団が一定の目的のために人間が組織化したものであり、一方地域社会は居住地域を共通とすることによって生じる住民の地縁社会を意味することである³⁾。

表1.1.1 社会学者富永健一による近代産業社会の類型

	社会集団	地域社会	準社会
部分社会	基礎集団 (家族・親族) 機能集団 (企業・官庁等)	村落 都市	群衆
全体社会	国家	国民社会	社会階層 市場 民俗 国際社会

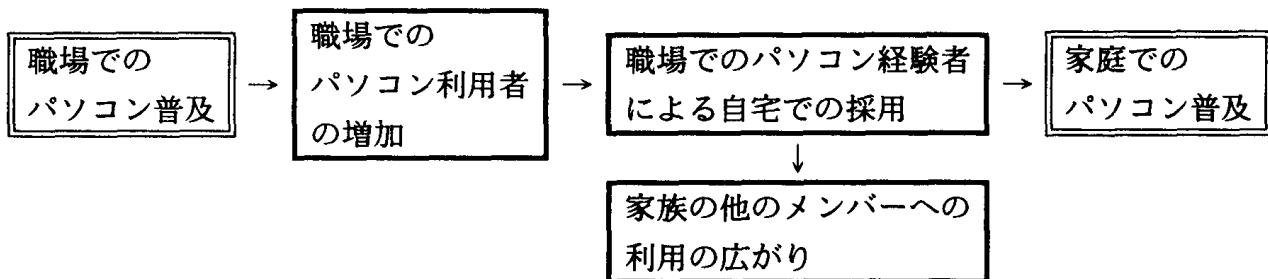
出典：富永健一 『社会学講義』 中公新書、1995年、p.29

そしてこれら諸組織・領域での情報化、その総体・複合として捉えられるものを社会の情報化と位置づける。ただし本論で地域の情報化という場合、主に図で示された部分社会の「地域社会」の情報化として検討する。その他の領域

での情報化について、例えば機能集団においては、そこに含意される具体的組織としての企業や官庁組織の情報化として、経営学・行政学、また組織論によって明らかにされるであろう⁴⁾。また、市場については、経済学からのアプローチがより的確な検討を担えるものと考える。

一方、地域の情報化について検討を進める便宜上その領域を限定することになるが、とはいえた地域社会それ自体の存立には図において隣接する各領域との関係は無視できるものではない。特に地域社会内部の諸要素となる各社会集団の存在は不可欠であり、地域の情報化を検討するうえでもこれら的情報化について一定の理解を要する。図1.1.2は部分社会の「社会集団」に属する基礎集団ならびに機能集団でのパソコン利用の普及過程をあらわしたものである。諸組織の情報化はその成員間の情報行動を拡大しリテラシーをそなえ情報化を達成する担い手を育成し、さらには彼らの属する基礎集団である家族領域の情報化を促す原動力となる⁵⁾。

図1.1.2 職場から家庭へのパソコン普及プロセス



出典：柳沢花芽「家庭におけるパソコンの普及過程」
橋元良明編『情報行動と社会心理』北樹出版、1999年、p.136

これはいわゆるリテラシーに代表される個人の情報処理能力の問題を視野にいれるものであり、パーソナル・コンピュータの社会への普及を最底辺で支える諸個人による利用と普及の過程を示すものである。またこういった操作に一定の技術要件を必要とする機器の広い普及には図に示される伝播過程を含めて、普及速度に格差のあることを含意する必要がある。

また、リテラシーの社会的認知の一方で、こういった機器を利用できる者と

利用できない者とのギャップをどう埋めていくかという課題も残っている。そういう意味で、社会の諸領域それぞれの動作原理のなかで情報化に対して進歩的なものと、それに遅れて進展を見るところ、さらに諸個人の処理能力の格差という、一括りに情報化社会といいながらもその内部における均質な情報化を言切れない現実もある。次章以降で検討する地域の情報化は、どちらかといえばその後発組に属するものである。

2. 社会の情報化

本節では情報化社会の変遷について歴史的に受容・批判されてきた三つの段階について考察する。即ち、未来論が描き出した情報化の段階、続くニューメディアの登場による高度情報化の段階、そして今日までのあたりにするコンピュータ・ネットワークの出現をむかえた情報化の段階である。視点によってはネットワーク型の段階を高度情報化の発展過程に含め二段階にとらえることも可能であるが⁸⁾、本稿では情報の受け手のあり方を決定的に変化させたインターネットの普及に象徴されるネットワーク化の段階を区分けして、近年の情報化環境の特質を際だたせたい。

2.1 未来論としての情報化社会

こんにち情報化社会の到来と言われて既に30年以上の時が経つ。物や財に替ってそれらに付随する情報や、情報同士が結びついて生まれる新たな情報が比重価値を帯びる社会として、またポスト産業社会の担い手として衆目を集め、情報通信技術の発達がこの議論を後押ししてきた。

無論、ここに至るまでにはいくつかの議論段階がある。まず1960年代以降、未来論的に語られた情報化社会論が登場する。これは工業社会から脱工業社会への転換論、即ち製造業中心の経済から情報を基軸とする経済への構造転換を論じたものである⁹⁾。

ここで、その象徴的な論調をアルビン・トフラーの『第三の波』(Tofler, 1980)⁸⁾にかいま見たい。まず彼はその序論において「文明を農業段階の第一の波、産業段階の第二の波、それに現在はじまりつつある第三の波という、わ

ずか三段階」に分けている（訳12頁）。そして第二の産業段階との対比の中で、太陽光・地熱・波力といった化石燃料代替エネルギー（訳193-202頁）、ワード・プロセッサの出現によるオフィス革命（訳269-279頁）、電子機器の家庭への導入による「エレクトロニック住宅（コテッジ）」の出現と通信による通勤の代替（訳280-294頁）といった情報化のもたらす全社会的な未来変動について論じ上げている。しかし、これに対する批判⁹⁾が示すように部分的には今日の社会を説明しきれたとしても、その設定の曖昧さや一面的論述による「ユートピア」性は否定できない。

確かに、2000年代を迎える現在において、化石燃料代替エネルギー開発は進み、太陽光自家発電も現実に進められる。またコンピュータ・ネットワークを活用した在宅勤務も採入れはじめられている。しかし、あくまでも部分的な実現であり、社会の細部までが情報化されてしまっているとはいえない。

またこのような現在の社会状況とのギャップもさることながら、これらの論説が繰広げられた時代の情報通信技術は社会生活全般に発達したものではなく、よって具体的な情報化変動を社会の諸領域に伴わなかったために、あくまでも未来論という範囲を越えることなく、当時この論調は一旦の下火状況となる。そして奇しくもトフラーの「第三の波」が発表された1980年代は、未来論に決別し情報化の具体的手段としての新しい各種技術が一世を風靡する時代の幕開けであった。

2.2 ニューメディア登場による高度情報化社会

わが国において社会の情報化が「高度」という言葉を伴って再び脚光をあびるのは1980年代のニューメディアブームの時代である。それは新聞を筆頭とする印刷メディア、テレビ・ラジオに代表される放送メディアに対置して新たに都市型として再生したCATVを盟主とするものである。そこにおけるキー概念は「多チャンネル化」と「双方向性」であったといえる。即ち、ニューメディア以前における放送メディアは固定的な地上波チャンネルによって視聴側のチャンネル選択は限られたものであり、かつ受信のみの構造であった。しかし多チャンネルCATVの導入によってメディア選択の幅は広がりその普及は

主に都市部を中心にマス・メディアの補完として進んでいる¹⁰⁾。また、この多チャンネル性は極めて地域に近いメディアとしての性格を帯びさせることを可能にした。つまり地域から放送コンテンツを吸収し、地域へと配信する装置として機能するのである。このことは、地域情報化にとって決定的な要因となり、この時代の地域情報化政策の象徴となった¹¹⁾。

加えて、この時代の情報化は単なるメディア開発にとどまらず社会資本整備として位置付けられる INS (Information Network System) 構想と整備を含みながら高度化していくことを認識する必要がある。ここに含意される画期は「デジタル化」であったといえる。即ち、波形によって伝えられる音声・映像を 0 と 1 の二つの信号によって伝送するものであり、今日のコンピュータ・ネットワークの基幹となる技術認識である¹²⁾。

2.3 ネットワーク化としての情報化

今日、パーソナル・コンピュータの普及は目を見張るものがある。またこれらコンピュータが電話回線などで結ばれ形成されるコンピュータ・ネットワーク同士が、さらに結びついて形成されるインターネットの出現は人々の情報行動を、その双方向性を伴って大きく拡大させている。そこには、メディアとしての性質とコミュニケーション・ツールとしての性質とが含まれられる。その効果としては対面的コミュニケーションの補完・拡大、つまり時空間の短縮・圧縮作用があげられる。電子メールを例に出すまでもなく、デジタル化された文字・映像・音声を互いにやり取りできる環境は対面的コミュニケーションのあり方をも変えるものである。そして何よりも費用面における効果についても期待される¹³⁾。

しかし、一方でネットワーク上のプライバシー、他人へのなりすましといった犯罪の発生も懸念される。また情報システムそのもののダウン（システムの停止）による、これに依存した社会システムのもろさも指摘される。1999年に世界的な規模で対応に追われた2000年（Y2K）問題はまさに象徴である。

そして、情報ネットワークの機能には 2 点間以上のコミュニケーションが含意されるわけだが、ここに地域間格差の問題が認識されなければならない。

現実問題としては通信インフラの整備は極めて都市型の普及を見せており、これによる地域での情報ネットワーク整備に、その利用者のリテラシーも含めて格差が生じる¹⁴⁾。

以上のように両刃の性質をもっているが、インターネットのもつシステムとしての柔軟性と、その端末にパーソナル・コンピュータという近年極めて安価になり、またそのリテラシー習得も早期教育において可能である情報装置を具える構造は、テレビ・ラジオ・電話といった機器の登場以来の社会生活上の一つの転機としてとらえることもできるだろう。

まさに本稿における主題は、先に見た高度情報化時代のニューメディアと今日の情報ネットワーク、さらには既存の放送・印刷メディアとが相互補完的な関係を築く社会の情報化、そのただ中に置かれる地域社会の情報化といえる。

(注)

- 1) 大石裕『地域情報化. 理論と政策.』世界思想社、1991年、p.61。
- 2) 富永健一『社会学講義』中公新書、1995年、p.29。
- 3) 同上書、p.28。
- 4) 情報通信技術を取り込んだ具体的な製造企業を取り上げ、その生産システム全般についての詳細な検討があるものとして、伊達浩憲「CIMと情報ネットワーク」松石勝彦編著『情報ネットワーク社会論』青木書店、1994年がある。企業の情報化は、それぞれの業種・業態、経営戦略によってその取組みが異なるが、世界的にも最高水準の生産システムを要求する自動車製造過程における情報通信技術の利活用のケースを詳論している。
- 5) 柳沢花芽「家庭におけるパソコンの普及過程」橋元良明編『情報行動と社会心理』北樹出版、1999年、p.133. 139。
- 6) 竹下俊郎「情報化とマスコミュニケーション過程」児島和人編『講座社会学 第8巻 社会情報』1999年、東京大学出版会、p.35. 37。
- 7) この時代を中心とするアメリカの各論説についての構造ならびに問題点をまとめたものとしては、松石勝彦「情報社会論の大きな流れ」松石勝彦編著前掲書を参照。
- 8) Tofler, A., *The Third Wave*, 1980. 徳山二郎監訳『第三の波』日本放送出版協会、1980年。
- 9) 松石勝彦編著 前掲書、p.55. 59。
- 10) 船津衛『地域情報と地域メディア』恒星社厚生閣、1994年、p.58。
- 11) とりわけCATVの地域社会への導入を論調とするものが目立ち、田村紀雄編著『ニューメディア行政』総合労働研究所、1984年などは端的なケースをまとめている。

書名にあるように、当時の地域情報化はまさに行政施策としてのニューメディアの導入そのものであったと言える。

- 12) INSについての技術考察と展開過程については、前田隆正「地域メディアの技術体系」竹内・田村編著『新版 地域メディア』日本評論社、1989年において詳論されているが、今日のデジタル・ネットワークはこの時代の基幹整備によるところが大きい。
- 13) 大西幹弘「情報化分析への取引費用アプローチ」松石勝彦編著 前掲書において主に企業間関係における費用分析、いうなればミクロ経済学分析が詳述されている。
- 14) 松石勝彦「情報ネットワーク社会」松石勝彦編著 前掲書、p.110. 128

II 地域情報化の展開

1. 地域の情報化

前章において明らかにしたように社会の情報化は、この30年程度という短期的な流れの中でその存在を確かなものにし、同時に地域においても情報化は歩みを進めてきた。ここで地域とは人々に共有して認識される境界線をもった生活の範囲として位置づける。具体的には地方公共団体やその内部の字や町内・校区といった範囲である。

1. 1 地域情報化の理念

まず地域における情報化、即ち各種メディアならびに情報通信システムを用いて地域活性化を図ろうとする一連の動きは第三次全国総合開発計画以降、具体的に登場したものである。背景として極度の都市集積の是正、即ち地域間格差の是正という「地方の時代」の認識があげられる。これに合わせて情報化の志向も、それまでのテレビ・ラジオといった「マス」や電話など「パーソナル」なコミュニケーションから、いかにしてその中間に位置する地域コミュニケーションを確立するかという議論へと向かっていった。その際「有線都市構想」「地域主義論」「CATV自主放送論」「地域情報化論」¹⁾が議論となつたが、なかでも影響力を持ちえたものが「地域主義論」である。ニューメディアを背景とする「CATV自主放送」にしても、こんにちのネットワーク化を迎えての「地域情報化」にしても、基底において地域主義の理念背景を具えており、

これら諸理念「それぞれが互いに影響を及ぼし合いながら、運動しつつ現在に至っている」²⁾という認識は不可欠である。

地域主義論は、その隆盛を1970年代後半に見ることができ、諸研究者による多様な論が展開された³⁾。その基本的な問題認識は全国一律の開発原理がもたらした環境問題を中心とする社会的疲弊に対しての、一つの解決アプローチとしてのものであった。その論者の一人である玉野井芳郎によって定義づけられる地域主義は、

「地域に生きる生活者たちがその自然・歴史・風土を背景に、その地域社会または地域の共同体にたいして一体感をもち、経済的自立性をふまえて、みずからの政治的・行政的自律性と文化的独自性を追及することをいう。」⁴⁾

となっている。また、これに付言して「内発的」という概念を導入している。すなわち、「官製的」地域主義に対置しての問題認識である。地域がその自立を内発的にすすめることを積極的に意味づけている。

また同時期、地域社会内部での人々の関係性構築を主題とする「コミュニティ論」が浮揚する。社会が都市化し、従来そなわっていた共同体性を失った人々の関係を再び編上げるものとして都市社会論によって位置付けられたものである。コミュニティ論は特に行政の政策理論として支持され、国家行政並びに自治行政のテーマとなっていった⁵⁾。それはいわゆる主体としての行政・客体としての住民/市民という関係軸から市民参加、住民協働といった関係軸への転換を含意するものである。ここに意味付けられるコミュニティはその「参加能力」の発揮による政策の担い手として期待されるものである。また先程の「内発的」か「官製的」かという視点を取込めば、コミュニティにおける参加も例えば行政政策としての地域計画における下位部門に位置付ける捉え方⁶⁾と（官製的）、地域計画に対しても積極的な主体性を持ちうるコミュニティといえる（内発的）。これを厳密に区分しうる指標をここでは持合せないが、地域の自立とその独自性の発揮を担う存在として認識された「参加型コミュニ

ティ」が、行政との両輪をなして地方自治における「団体自治」と「住民自治」の関係を構築し得ると考えられたといえる。

このようななかで地域コミュニケーションが注目を浴び、これを活性化する手段として地域の情報化がとらえられていった。よってこの視点から地域情報化を広義に「一定地域内に情報通信ネットワークを構築し、それを通じて地域内の情報流通を活発化させ、地域の情報発信能力を増大させることによる地域振興を図ろうとするもの」⁷⁾と捉える説明が説得力を持つものとなる。要するに情報通信システムはその活用如何によって地域活性化に寄与するという考え方である。この場合、活性化の指標を何に据えるかという問題が生じるが、地域主義論の文脈に引寄せるならばそれは、経済の自立性、政治・行政の自律性、そして文化の独自性についての議論となる。

以上が、地域情報化が受容される、また積極的に推進される理念構造である。しかし、実際の地域情報化政策は、地域経済の活性化に焦点を絞ったものとして展開された。これが地域情報化のもう一つの側面、即ち地域主義論から出発する地域コミュニケーションの問題認識を下敷きにしながらも、いかに地方の経済立地の優位性を高めるかという議論の下に進められた情報化政策であったと言える。これについて若干触れておきたい。

1. 2 政策としての地域情報化

まずその基本的な開発理念は、地域で新たに産業立地促進をはかる際、いわゆるニューメディア開発を展開し、そのメディア上に整備する情報通信システムを基盤として情報通信産業そのものを地域に根付かせ、あらたな産業構造を構築しようとする考え方である。この政策志向を実践していった中央省庁が郵政省（テレトピア構想、1983年）と通商産業省（テクノポリス構想1980年、ニューメディア・コミュニティ構想、1983年）であったといえる。これらの諸構想は比較的情報化メリットの発揮しやすい産業分野の活性化を狙って、モデル都市での情報分野の経済開発に力を注いでいった。また、農林水産省、建設省、運輸省も同時期において様々な情報化構想を、その所轄範囲に展開すべく打ち出していった⁸⁾。こうして地域情報化はその基本理念において地域主義的

な、コミュニティ認識を持っていながらも、一方で経済理念主導の政策志向をそなえた両義的な構造を持っていたことをふまえなければならない。

そしてこれら中央政府によって主導される地域情報化政策が、具体的に展開された地方自治体による受容が地域情報化の具体を形成したと言える。その主だった要素となったものが地域メディアであり、地域情報通信システムであったといえる。

2. 地域メディア開発

地域のコミュニケーション活性化を理念基底としながらも、その実、地域経済活性に主導権を握られた地域情報化であるが、これを構成する各種政策下部の目標要件には大きく 1. ニューメディア開発、特に地域に則したメディアの開発を志向するものと、2. 情報通信ネットワークのシステム化を志向するものとが挙げられる。まず本節では、地域情報化におけるコミュニケーションの問題認識をふまえ、地域メディアについて検討を進めたい。

2.1 コミュニケーションの類型

まず、表2.2.1は「マス」「パーソナル」そしてその「中間範囲」という三様のコミュニケーションの構成を示すものである。

ここにおいて「中間範囲のコミュニケーション」とされるものは、特定の人々を対象とするコミュニケーションとされ、そのチャンネルとして地域メディアが存立する。

表2.2.1 コミュニケーションの構成

	送り手	チャンネル	受け手	例示
パーソナル コミュニケーション	個人	主として直接	個人または 小グループ	会話、電話、サークル 活動、手紙
中間範囲の コミュニケーション	地域機関 や小企業	地域メディア 組織メディア	特定の人びと	ミニコミ、CATV、 団体機関誌、ひろば
マス コミュニケーション	マス・メディア 企業	大日刊紙 在来型TV	不特定多数	マスコミのほとんど

出典：竹内郁郎・田村紀雄編著『新版 地域メディア』日本評論社、1989年、p.18

そして地域情報化はこの中間範囲のコミュニケーションを活発にし、いかに地域の情報開発力を高めるかに焦点を絞っていったといえる。またインターネットの活用により送り手が個人であったとしても、受け手が特定多数ないし不特定多数の関係を構築しうるといえる。インターネットに期待される可能性はここにある。個人の情報処理能力の高まりが、既存の関係を超越し、地域コミュニケーションへと昇華する潜在力をもつことにある⁹⁾。これらをふまえながら、いくつかの地域メディアについて検討を加えていきたい。

2.2 メディア開発の多角化

地域情報化を強力に推進する原動力にメディアの多角化があげられる。放送メディアにおいてはCATVがあげられ、これによって多チャンネル化が実現した。また通信衛星による3ヶタを越えるチャンネル数を擁するテレビ放送も出現し、私たちの目前に目まぐるしいばかりの専門特化番組群が登場している。しかし、これらがどこまで地域メディアとしての性質を帶びてくるかは、今後の動向を見守らざるを得ない状況である。よって明示的に地域メディアを意図して開発され、またその登場が近年であっても具体的な地域メディアとしての用途を現に具えているものに限って本節では取り上げる。また、テレビ・ラジオの地方局、並びに地方紙をニューメディアと区別し、オールドメディアとして合意されるのであれば、本節ではこれを分析の対象からは一旦引離しておく¹⁰⁾。すなわち表2.2.2に地域メディアの変遷¹¹⁾としてまとめるもののなかでもニューメディアに焦点を絞り、代表的なものとして「CATV」「キャプテン」「コミュニティFM」「インターネット」を取り上げる。

表2.2.2 地域メディアの変遷

分野	区分	オールドメディア	ニューメディア
有線	データ系	テレックス、電信、ファックス	キャプテン（ビデオテックス）、 パソコン通信インターネット*
	音声系	電話、有線放送	オフトーク通信
	映像系	—	CATV、VRS
無線	データ系	短波通信、無線ファックス	文字多重放送
	音声系	ラジオ放送	コミュニティFM*
	映像系	テレビ系	ミニテレビ放送

出典：竹内・田村編『新版 地域メディア』日本評論社1989年、p.136
 （＊は出典元に追加）

(1) CATV

CATVは当初テレビ放送の難視聴対策として主に山間部に導入された（1954年、群馬県伊香保）。その性質はマス・メディア補完であった¹²⁾。また法改正とともにあって都市部のビル群や鉄道沿線といった都市型難視聴対策としてもCATVは導入され¹³⁾、徐々に地方の中小都市へと裾野を広げていった。

その特徴は多チャンネル・双方向性の実現にあり、情報の東京一極集中といわれる状況を打破する起爆剤、すなわち地域情報メディアとして期待された。地方自治体ではテレトピア構想、ニューメディアコミュニティ構想を伴って「自主放送」形態によるCATVの利用を進めている。

わが国における平成10年4月現在の地方公共団体が関るCATVの整備状況を示すものが表2.2.3、その送信状況を示すものが表2.2.4である。各自治体が公的資金を放送事業に投下し、専門の行政情報チャンネルをもつことで、地域への接近を実現する。その放送内容としては、議会中継、公共施設の利用案内、事業・イベント紹介、観光情報提供などがある。

表2.2.3 地方公共団体の関る
CATV事業の状況

区分 (H. 10. 4. 1現在)	
直営	110
公社	2
第三セクター	242
その他	22
計	376

表2.2.4 自主放送の状況

区分 (H. 10. 4. 1現在)	
再送信のみ	19
再送信+自主放送	352
内 行政情報チャンネル	217
未定	5
計	376

出典：情報政策研究会編集『平成10年版 地方公共団体における地域情報化施策の概要』第一法規出版、1999年より抜粋。

(2) キャプテン（ビデオテックス）

キャプテン (CAPTAIN: Character And Pattern Telephone Access Information Network) とは電話回線とテレビ受像機を使って情報センターの各種情報をとりだすシステムである「ビデオテックス」の日本での名称である。

CATVに比べて、専用回線の布設や放送設備の初期投資などの点で価格優位の構造も持っていたことから広く自治体のニューメディア行政に採用されていった。その特徴として、利用者による情報選択と入手が可能なリクエスト型のメディアであること、そして一般電話回線とテレビ受像機という家庭用機器での利用も可能であり、また、コンピュータシステムと接続することで多様なサービスが可能になるといった点があげられる¹⁴⁾。しかし、情報内容更新、高価格な受信端末装置、低速な回線スピードなどが障壁となり、市民生活全般への普及には至っていない。またパソコンの普及によるインターネット接続者の増加が追い撃ちをかけ、インターネット・サービス・プロバイダー (ISP) へと衣更するケースも見られる。

(3) コミュニティFM

従来の地域のラジオ放送は、まさに広域地域メディアとしての役割を果たしていたが、コミュニティFM局はより狭い範囲（市町村）を対象としたさらに

地域に近いメディアとして注目され、現在全国で139局が開設されている¹⁵⁾。その技術的要点は、利用周波数を76.1. 76.5MHzの5チャンネルに限定し、出力を20Wに抑えることで地域限定的な放送を実現することにある¹⁶⁾。

昨今こういったコミュニティ・ラジオが災害時の緊急メディアとして捉え直されている。1999年9月に九州地方を台風18号が襲った際、熊本県宇土郡不知火町では警報サイレンを知らせるスピーカーなどが強風によって倒れたり、同県芦北郡芦北町ではオフートーク通信網が停電や電話回線の混雑によって放送不可能になるなどの災害時の弱点が浮彫りとなった¹⁷⁾。対してラジオは放送局さえ無事であれば無線であるラジオ受信端末で情報を受けとることが出来、双方向性さえないものの有力な手段として認識され始めている。

(4) インターネット

続いて、メディアの多様化と双方向性を決定づけたものが全世界的な広まりを見せたインターネットである。その柔軟性はもとより電子化されたデータであれば音声、映像を問わず伝達可能なメディアである。インターネットの基本的機能は、大別してホームページの閲覧と電子メール利用に分けられる。さらにホームページ利用にはデータベース検索や投票・集計、テーマごとにメッセージをやりとりする会議室機能が含まれ、きわめて高度に現実社会の仮想化が実現できる空間として期待される。

一方、インターネットの出現で各種メディアの統合も期待されるが、実際には選択肢の一つが増えたにすぎない存在である。また、その利用に際して、依然わが国では高額な通信回線利用料と複雑な利用末端とが不可欠である。

以上、4つの地域メディアについて概観してきたがこれらは基本的に現実の対面的・直接的コミュニケーションを部分的に補完したり、拡充したりする存在に過ぎないものであり、地域メディアを整備すればおのずと地域活性につながるというのは安易な開発論となる。

また、多様化するニューメディア群は、単に個々に独立して整備されるにとどまらず、メディア同志による連携も多く見られる。これは、「ニュー」「オー

ルド」の区分に関係のない現象であり、例えば地方新聞社であっても自社のホームページを構え、速報や記事検索サービス等を提供することで相互補完している¹⁸⁾。そしてなによりも、メディアはそれだけでは何の役にも立たないということである。即ち、次に見るシステム化という利活用の具体化を進めなければ、いかに柔軟で多様で双方向なメディアであっても存在の意味を失うといって過言ではない。

3. 熊本県における地域情報通信システムの整備の現状

本節では、情報政策研究会（自治大臣官房情報政策室内）編『地方公共団体における地域情報化施策の概要 平成10年版』¹⁹⁾をもとに、熊本県における地域情報通信システムの整備状況を、システム整備とメディア活用の傾向から検討したい。

3.1 地域情報化計画の策定状況

まず、熊本県ならびに熊本県下94市町村における地域情報化計画の策定状況を概観すると、国の構想に基づく計画や総合計画などの一部、独自の計画のいずれかにおいて策定している市町村は14市町村（5市9町村、14.9%、平成10年4月現在）にとどまり、全国3255市町村（指定都市、特別区含む）における策定率19.8%に比較してやや遅れ気味といえる。また計画にかんする全国的な傾向としては、1065件の地域情報化計画のうち独自の計画は316件（29.7%）、総合計画の一部が270件（25.3%）、国の構想に基づく計画が479件（45.0%）となっている。これらは地域情報化のひとつの特徴をあらわす。即ち、地域情報化がメディア開発とシステム整備という市町村単位での整備では負担の大きい事業であると同時に、国によるプロジェクトに先導される形で地域での情報化が進みつつあるといえる。続いて地域情報化計画の全国的な動向を見るために、平成10年4月と平成5年4月時点での調査集計とを比較したものが表2.3.1である。

表からもわかるように、約5カ年の間に徐々にではあるが地域情報化の計画レベルでの地方への浸透がうかがえる。特に、市町村における地域情報化計画

の策定は地域の情報化を底辺でさえるものであり、1998年において20%程度の策定率であるが今後着実な広まりが期待できる数値である。翻って熊本県における市町村の計画策定状況は、全国水準に比較して5年程度の時差があるものとしてとらえられる。

表2.3.1 地域情報化計画策定団体数の変化

		平成5年4月現在			平成10年4月現在			
区分		策定済 A	団体数 B	策定率 A/B(%)	策定済 C	団体数 D	策定率 C/D(%)	策定団体伸率 C/A
都道府県		44	47	93.6%	46	47	97.9%	104.5%
市区町村	指定都市	12	12	100.0%	12	12	100.0%	100.0%
	特別区	7	23	30.4%	14	23	60.9%	200.0%
	市町村	499	3,224	15.5%	617	3,220	19.2%	123.6%
	小計	518	3,259	15.9%	643	3,255	19.8%	124.1%
合計		562	3,306	17.0%	689	3,302	20.9%	122.6%

3.2 情報通信システム整備の状況

続いて表2.3.2は、平成10年4月現在並びに平成5年4月現在の全国における地域情報通信システムの整備状況をまとめたものである。ここに示される情報システムは、個別には所轄する市町村部署も補助事業として管轄する省庁も異なるが、これらが総体として市町村での地域情報化の具体像となる²⁰⁾。なお、これ以外の地域情報化施策としてはデータベース整備、CATVやコミュニティFMの運営、ホームページの開設などがある。

また、市町村がこれら全てのシステムを擁して地域情報化を推進するのではなく、地域の社会的経済的実情に合わせて整備を進めていることは断るまでもない。さらに防災行政無線を行政情報提供システムとしても気象・水防情報システムとしても活用するように市町村によっては一つの情報通信メディアで、複数のシステムを稼働させている点に留意が必要である。

表2.3.2 地域情報通信システムの整備推移（全国）

		H. 5. 4月現在	H. 10. 4月現在		伸 率	熊本県下 の整備数	
社会	行政窓口サービスオンラインシステム	482	8.2%	725	7.7%	150.4%	11
	行政情報提供システム	746	12.7%	1252	13.4%	167.8%	47
	地図情報提供システム	31	0.5%	66	0.7%	212.9%	1
教育	図書館情報ネットワークシステム	222	3.8%	393	4.2%	177.0%	3
	学校教育支援情報システム	115	2.0%	247	2.6%	214.8%	2
	生涯学習支援情報システム	55	0.9%	102	1.1%	185.5%	2
医療・福祉	地域カードシステム	15	0.3%	35	0.4%	233.3%	2
	保健医療情報システム	148	2.5%	243	2.6%	164.2%	9
	救急医療情報システム	75	1.3%	104	1.1%	138.7%	2
	福祉活動支援情報システム	52	0.9%	116	1.2%	223.1%	6
防災・災害	緊急通報システム	834	14.2%	1475	15.8%	176.9%	39
	気象・水防情報システム	298	5.1%	502	5.4%	168.5%	27
	防災情報システム	1688	28.8%	2344	25.0%	138.9%	55
	公害監視システム	111	1.9%	144	1.5%	129.7%	1
生活	公共施設案内・予約システム	95	1.6%	178	1.9%	187.4%	1
	道路・交通情報システム	61	1.0%	83	0.9%	136.1%	2
	バスロケーションシステム	15	0.3%	16	0.2%	106.7%	0
	駐車場情報システム	42	0.7%	68	0.7%	161.9%	1
	ホームセキュリティーサービスシステム	0	0.0%	14	0.1%		0
	自動検針システム	19	0.3%	34	0.4%	178.9%	0
観光	地域・タウンイベント情報提供システム	128	2.2%	232	2.5%	181.3%	3
	観光物産情報提供システム	88	1.5%	142	1.5%	161.4%	2
産業	ホームショッピングシステム	3	0.1%	4	0.0%	133.3%	0
	消費者保護情報提供システム	24	0.4%	25	0.3%	104.2%	1
	中小企業技術開発支援情報システム	29	0.5%	38	0.4%	131.0%	1
	産業情報提供システム	90	1.5%	118	1.3%	131.1%	3
	商店街情報システム	24	0.4%	20	0.2%	83.3%	2
	オンライン受発注システム	23	0.4%	24	0.3%	104.3%	2
	農林水産物市況情報提供システム	55	0.9%	88	0.9%	160.0%	4
	農林漁業技術情報提供システム	97	1.7%	147	1.6%	151.5%	6
	病害虫発生予察情報システム	36	0.6%	52	0.6%	144.4%	1
	漁海況情報システム	20	0.3%	31	0.3%	155.0%	1
その他		142	2.5%	296	3.2%	208.5%	2
合計		5936		9465		159.5%	239

また、システム整備の主体は大半が市町村単独となっているが、御船町・嘉島町・甲佐町における在宅老人緊急通報システムの共同運用や八代市と社会保険庁による医療保険カード導入事業のように財政・運用面、また専門的見地から複数の行政機関共同による整備も見られる。加えて、各種財団によるシステム整備や第三セクターによる運営もなされている²¹⁾。

続いてこれら情報通信システムを、社会、教育、医療・福祉、防災・災害、生活、観光、産業関連システムの7区分に分けて検討を進めたい²²⁾。このとき、産業分野での多様な情報通信システムが際だっている。これは基本的に情報化によってもたらされるメリットがわかりやすいことと、市況情報など全国的な情報流通網にアクセスすることによってシステムが構築できるという、市町村レベルでの導入のしやすさが挙げられる。

熊本県での区分ごとの整備数は社会(59)、教育(7)、医療・福祉(19)、防災・災害(122)、生活(4)、観光(5)、産業(21)となっている。このとき、全国での整備傾向との比較を示すものが表2.3.3である。

表にあるように、数量的な整備状況は防災・災害分野が抜きんでており、情報通信システムに期待される分野を如実に示している。とりわけ近年の局所的な大災害時における情報通信システムについては、ライフライン停止時においても確実に機能しうるメディア選択が議論の焦点となっている²³⁾。

加えて社会分野に属する行政窓口オンラインシステムや行政情報提供システムは比較的地方自治体が取り組みやすく成果の見えやすいものであるといえる。とはいっても個々の地域情報化政策は、その実態として地方自治体が取組める範囲そのものに留まっており、その主要なシステムもおよそ行政の情報化の範囲にとどまるものである。

以上のような整備状況を見ると、行政の情報化や産業志向においてのみ多様化する地域

表2.3.3 地域情報通信システムの整備傾向
(全国・熊本県比較)

	熊本県	全国
社会	24.69%	21.83%
教育	2.93%	7.93%
医療・福祉	7.95%	5.32%
防災・災害	51.05%	47.71%
生活	1.67%	4.20%
観光	2.09%	4.00%
産業	8.79%	5.85%
その他	0.84%	3.16%

情報化は、そもそも目指していた地域コミュニケーションの活性を直接に意図するものではないことは明らかである。地域情報化が声だかに呼ばれ、ニューメディアとともにブームとなった当初期待されたものは、地域からの情報発信、地域内での情報行動の拡大といった、ある程度市民がその利活用の主役となる地域情報化であったと言える。「一定地域内に情報通信ネットワークを構築」し、「地域内の情報流通を活発化させ」「地域の情報発信能力を増大させる」ことによって地域振興を図ろうとする場合、これを経済活性の意味においてのみ解釈し、市民軸としての地域コミュニケーションに対して無関心となりつづけることは、地域の自立、地域文化の醸成に至る前に、産業の情報化軸に地域情報化が丸呑まれる懸念を抱かずにはいられない。そこで次章では、背景理念に則した、即ち地域コミュニケーションの視点から、地域情報そのものに焦点を絞って、検討を進めたい。

(注)

- 1) これら諸論についての展開については、大石裕『地域情報化』世界思想社、1992年の第五章を参照。
- 2) 同上書、p.124。
- 3) 吉原直樹『地域社会と地域住民組織』、1980年、第二章第三節。
- 4) 玉野井芳郎『地域主義の思想』農山漁村文化協会、1979年、p.19。
- 5) 磯村英一編『コミュニティの理論と政策』東海大学出版会、1983年、p.112, 116。
- 6) なお都市計画とコミュニティの関係については、日笠端「コミュニティと計画理論」磯村英一編前掲書を参照。
- 7) 大石裕 前掲書、p.123。
- 8) これら諸省による地域情報化政策については、斎藤吉雄編著『地域社会情報のシステム化』御茶の水書房、1999年、第2章が各省の構想個別に詳述しておりその重層的な政策構造を示している。また、地方自治体の視点としては渡部榮『地域情報化と地域経済の発展』九州大学出版会、1995年、第5章において示されるように、かなり縦割構造の強いなかで地域情報化は推進されてきたことがわかる。
- 9) デジタルネットワーク社会全般の変容については、熊谷文枝『デジタルネットワーク社会の未来』ミネルヴァ書房、1999年が多面的に論じており、個人を取り巻く社会との関係からデジタルネットワーク社会のモデルをシミュレーションしている。
- 10) 地域メディアの中でも、県域をカバーする地方紙やミニコミ紙については田村紀雄『コミュニティ・メディア論』現代ジャーナリズム出版会、1972年、第1章ならびに第2章を参照。また、地方紙と地域の政治過程との関係については林茂樹『地域情報

化過程の研究』日本評論社、1996年、第2部第1章を参照。

- 11) 竹内・田村編著 前掲書、p.136。
- 12) 東京大学社会情報研究所『多チャンネル化と視聴行動』東京大学社会情報研究所、1993年、p.43. 44。
- 13) 田村紀雄編著『ニューメディア行政』総合労働研究所、1984年、p.200。
- 14) 前田隆正「地方自治体のCAPTAIN利用」田村編『ニューメディア行政』1984年。
- 15) コミュニティFM開設状況については全国コミュニティ放送協議会(<http://www.jcba.gr.jp/>)を参照。
- 16) 熊本県下で開局されているコミュニティFMは、City-FM 79.1MHz(熊本市)、かっぱFM 76.5MHz(八代市)、ほっとラジオ 76.4MHz(玉名市)、グリーンボケット 76.5MHz(阿蘇郡小国町)となっている。
- 17) この点について小国町ではコミュニティFM導入時に災害無線機能を付加した専用端末を各戸に配付している。また熊本県下でのオフトーク通信網整備は、玉名郡菊水町、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿央町、阿蘇郡久木野村、上益城郡嘉島町、同郡清和村、芦北郡芦北町、球磨郡錦町、天草郡倉岳町の10町村となっている。
- 18) 熊本日日新聞社(<http://www.kumanichi.co.jp/>)、朝日新聞社(<http://www.asahi-net.co.jp/>)など。
- 19) 以下、断りがない場合には本文中で用いるデータ、表は情報政策研究会(自治大臣官房情報政策室内)編『地方公共団体における地域情報化施策の概要 平成10年版』第一法規出版、1999年を用いるものとする。
- 20) システム個々の詳細については情報政策研究会編前掲書p.4. 7を参照。
- 21) (財)中小企業情報センター・(財)熊本テクノポリス財団による産業情報提供システム、(株)熊本ビデオテックスサービスによる地域・タウンイベント情報提供システム、観光物産情報提供システムなどがある。
- 22) 渡部榮前掲書、第8章を参考に、近年その重要性が高まっている防災・災害関連を追加した。
- 23) 災害時における情報とメディアについて、被災者となる住民レベルでのコミュニケーション過程を視野に入れた論述を展開するものとして船津衛『地域情報と地域メディア』恒星社厚生閣、1994年、第5章「災害情報と災害情報メディア」が詳しい。

III 地域コミュニケーションにおける地域情報

1. 地域情報の定性的把握

本章では地域情報化における理念・メディア・システムを「地域情報」の通信システムという考え方によって結びつけ、その根本的価値として地域情報を位置づけこれについて詳察したい。

1. 1 地域情報の必要性

まず、前章で見た諸システムそれぞれに行政情報や市況情報、観光情報といった固有の情報が位置付けられているように、多様に存在する情報システムには、それぞれ目的となる情報が具わっている。つまり、今日の多様化する地域メディア環境では、個々の情報に見合った媒体を様々な選択肢から選び複合的に用い、さらにネットワークで結ぶことが可能になる。

この認識に付加えて、地域コミュニケーションを補完・拡張する情報システムは、なにか自明な特定されるものとして当初から存在するものではない。それは地域コミュニケーションのあり方が地域それぞれに異なってくることによる。しかし、地域におけるコミュニケーションにおいて必要とされる地域情報については、人間の行為に適った情報として一定の認識の下に把握できるのではなかろうか。ここで地域コミュニケーションにとっての情報システムを描き出すことを急に進める前に、まずは地域コミュニケーションにとっての地域情報について検討を進めていきたい。

1. 2 地域情報の類型

ここでは地域情報にかんするいくつかの定義づけを手がかりに、その輪郭を明らかにしたい。まず地域に関わる情報に目を向ければ、そこには単に地域に何かがあるかないかといった情報から、地域で発生する出来事や行事に関する情報まで、その多様性に直面する。類型的には地域生活の局面にかかわる情報（各種の在宅サービス、医療・保健・福祉・防災、安全・学習、教育、地域文化）、地域経済局面にかかわる情報（地場産業の活性化、先端情報通信産業の誘致、農業の近代化）、地方自治、地域コミュニティ局面にかかわる情報（行政と住民のコミュニケーション、住民参加、住民自治、地域生活問題）に分けられる¹⁾。これらは社会一般に存在する社会情報から地域という視点で切取ったものとしても意味付けられ、よって船津衛によって位置づけられる「地域に関連した情報であり、地域に依存した、地域レリバンドな情報」「一般の情報を地域の観点から切り取り、意味づけし、解釈し、また新たに創造した情報」²⁾としての地域情報は最も広義に諸類型をも包括し的確である。ただ、この定義

において地域情報をまとめあげてしまうと、地域に関する情報のうち本質的に地域の将来を左右する案件に関わる情報から、地域に普遍的な情報までもが一つにくくられてしまい、地域コミュニケーションにとっての地域情報の意味が希釈される可能性がある。

一方、個人から家族、地域社会へと向かう社会集団の形成・発達過程とそこから生まれる社会関係の視点から林茂樹は次のような検討を重ねている。すなわち、船津によって示されるような地域における生活全般に関わる情報を広義の生活情報とし、その中でも客観的に地域の争点となっているものに関して地域情報（争点情報）と位置づけている。これは、地域内で発生した何らかの出来事が賛成・反対、支持・不支持といった利害を含めて地域住民全般の関心を喚起し、さらには当該地域の範囲を超えた国民的争点ともなりうるような地域に関する情報を指し示している³⁾。具体的な例示として、2000年1月23日に徳島市で実施された吉野川第十堰建設をめぐる住民投票は、確かに問題対象の範囲はせいぜい広くても吉野川流域に留まるが、その投票結果やその後の建設省、徳島市、徳島県の対応という問題関心の範囲は、おそらく全国的な争点として、各地の河川治水行政へと影響するものである。

一方で、地域内的一部の人々の利害関係に終始し、かつその情報内容も地域部分的に共有される情報を地域生活情報（便益情報）としている。これは発生と帰結とが地域内で完結する情報としてとらえられる。端的には、コミュニティセンターが校区に建設される、近隣に大規模総合病院が開院するといったものがあげられ、およそそれらは一定地域の範囲の人々にとっての便益を左右するにとどまるものである。そして最後に、個人や家族の生活範囲において関心が向けられる情報を狭義の生活情報としている。

表3.1.1 地域情報の類型

林茂樹による定義		斎藤吉雄による定義	船津衛による定義
広義生活情報	争点情報	地方自治、地域コミュニティ局面にかかわる情報	地域に関連した情報であり、地域に依存した、地域リバンドな情報
	便益情報	地域経済局面にかかわる情報	一般の情報を地域の観点から切り取り、意味づけし、解釈し、また新たに創造した情報
	狭義生活情報	地域生活局面にかかわる情報	

以上、いくつかの区分を用いて検討したが、地域情報の類型がそれぞれの情報を絶対的・固定的に規定するものではないことには留意が必要である。ここには価値観の問題も含まれるが、ある情報が人々にとって地域生活の便益情報から争点情報へと動いたり、また逆に争点情報が便益情報へと変化したりすることは十分にありうることである。また、社会関係の範囲をなにを持って区分するかによって情報の性格付けは異なってくる。地域社会を行政区域をもってその地域範囲としても実際にはそれよりも狭い範囲が現実の生活社会である場合、その生活社会範囲での争点がその範囲を越えて広い関心を呼び起こさない限り、その生活地域の争点情報としては成立しない。これは人々の問題関心の程度にもよるが、たとえ地域の内部で完結するものであっても、全国的な争点へと発展しうるということである。

1.3 地域コミュニケーションと地域情報

こうした類型をふまえながら、あらためて地域コミュニケーション、参加型コミュニティにとっての地域情報をとらえなおせば、それは何か定式化される一つの情報を指示すというよりは、地域に関心づけられる多様な情報の開拓がまずもって必要になるといえる。そしてその多様な情報開発の中から、時として地域を巻込む争点となったり、また生活世界の視野を広げるといった作用へと展開する地域情報が生じるといえる。この考え方から、現在整備されている各種地域情報システムを位置付ければ、出来るだけ開かれたシステム構造であることが不可欠であると言える。これは、確かに各種システムが具える情報それぞれは、ターゲットとなる利用者にとっての便益情報として機能しているわけだが、地域コミュニケーション、参加型コミュニティの関心如何で多様な情報が判断材料となってくることは否めない。行政の情報公開と連動する行政情報提供システムなどは市民生活に広く関る情報を提供し、共有される場としても要求されるだろう。また、ここで開かれたと言う場合、個人情報や私企業利益に関する情報といった現実社会において当然守られている権利の保護は断るものもない⁴⁾。

一方、地域情報化が地域の情報発信能力を問題とする場合、さらに地域コ

ミュニケーションという視点を加えるのであれば、その発信の担い手が問題となる。つまり、いかに地域に関連した情報と言えども、その情報を形成する送り手が地域に何ら関係のない、いわゆるメディア産業によってのみ担われるのであれば、単なる情報の産業化の一つの形態に留まるものである。また、ただ地域情報を待つだけの情報消費者的態度は、双方向性が担保されたメディアがいかに揃えられたとしてもこれを無意味にするだけである。情報論から補足すれば、定義される最狭義の情報⁵⁾が「決定前提を規定する」意味において認識される上では、地域コミュニケーションにとっての究極の地域情報は、その地域における意思決定、その前提となる可能性を持合せなければならないだろう。

2. 市民による地域情報の形成

本節では、地域情報化にとっての受容者である市民の視点から、その一方的消費者的立場の克服について、メディア・リテラシーの問題提起を拠所として、1999年に熊本県で開催された第54回国民体育大会関連事業である住民ディレクター・キャスター養成講座を事例に、地域からの情報発信を具体的に担う人材づくりの重要性とその可能性について検討したい。

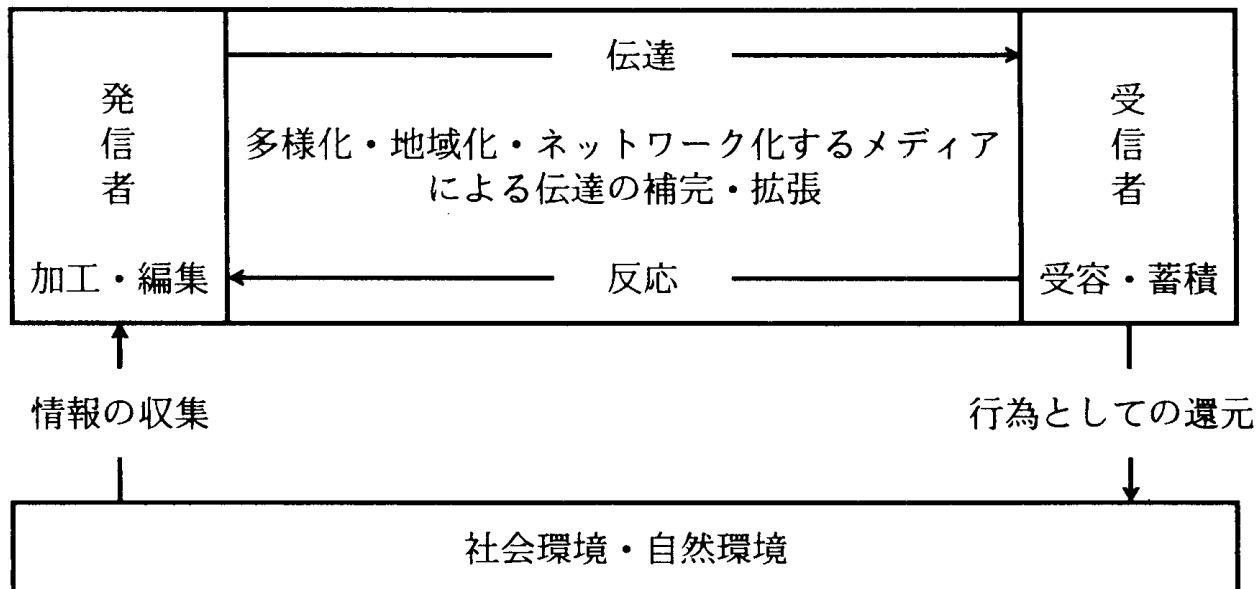
2.1 情報の生産・消費とメディア・リテラシー

まず、コミュニケーションの構造と情報の生産・消費関係から、地域情報化における情報形成主体としての市民の役割について考察したい。図3.2.1は情報の収集・加工・伝達・受容とそれに合わせて生じるコミュニケーションを表すものである。

図において発信者は、情報源である環境へと接近し、素材を収集する。そしてこれを加工・編集し、より伝わりやすいものへと変化させる。このとき、情報発信者の意図・主観が加わる。そして、伝える情報コンテンツとなったものが各種メディアを通して受信者へと発信される。受信者はメディアへとアクセスし、情報を獲得する。このとき、投書や電話、またインターネットであれば即座にホームページや電子メールを使って発信者へと瞬間的反応を示す。また、受容蓄積された情報を決定前提として行為に変え、環境へと関っていく。この

コミュニケーションの過程をとおして、人間は他者との意思疎通をはかり、置かれる環境へ適応していく⁶⁾。

図3.2.1 コミュニケーションと情報



この情報に関する発信・受信の関係についてメディア論からメディア・リテラシーの形成が主張されている。これは一方的なメディア消費者となってしまう受信者が、より自立した読み手としての批判力を具え、表現する主体としての市民となる必要性を訴えている⁷⁾。その基本的要素として「批判的思考」「メディアの社会的文脈に対する洞察」「対話による多元的視点の獲得」「表現する主体の確立と実践としてのアクセス」を挙げている⁸⁾。これは情報に対する客観的批判力を主体的に持ち、生産・消費関係に組込まれていく立場から、メディアを社会システムの中で評価しより積極的に関わっていく能力開発と言える。そしてその評価・批判の中で他者との対話を重視し、価値観や問題意識の相違についての相互理解をふまえた合意の形成を民主主義的対話としている⁹⁾。そしてその実践としてのメディア制作を事例としてあげ、その制作技術評価に入っていくのではなく、取り上げるテーマに主眼をおいたメディア・リテラシー教育の重要性を論じている¹⁰⁾。

この考え方を地域情報化に引寄せて市民のあり方を再配置すれば、それはま

さに地域主義論によって位置付けられる地域主体としての参加マインドに動機づけられたコミュニティそのもののあり方に関する。即ち、メディア・システムを所与のものとして、受容のみの態度を作りがちな現在の地域情報化のあり方に市民参加という窓を開くことで、地域の自立・文化の独自性を発揮する主体としての認識にはかならない。

2. 2 地域情報形成を担う市民

日ごろ目にするメディアの情報は、極めて専門分化したメディア企業・組織によって生産配信されている。通常、受け手となる市民がその情報形成へと参加する機会は限られている。それは広域をカバーするメディアが、「私」の組織・構造を持っていながらも「公」の部分を担って公共的媒体を機能させてい るからにはかならない。よってその参加機会は「視聴者参加番組」や「投書の紹介」もしくはメディアからの「取材」という形でしか実現されない。このようなメディア状況の中、1999年に熊本県で開催された第54回国民体育大会（くまもと未来国体）関連事業として展開された、市民を巻込んでの住民ディレクター・キャスター養成講座は一つの画期を示すものである。

講座は国体開催前のテレビ放送枠（熊本朝日放送）での番組スタッフ・キャスターとしての技能ボランティア集団、並びに国体開催期間中のイベントFM局（FMみらい）¹¹⁾のスタッフ養成を目的として、フリーランスのテレビプロデューサー、キャスターを講師に開催された。講座では、公募で選ばれた県下各地の市民50人あまり（最終的には二次募集、テレビ局独自募集を含めて150名）が民生用デジタル・ビデオカメラとマイクを手に、基本的操作から取材までの講義をうけ実践を通して、3分間の映像を作り上げた。表3.2.2は講座中に配布されたプロのテレビディレクター・キャスターと住民ディレクター・キャスターとの違いを示すものである。

その特徴は生活軸の視点にあり、講座を受けた市民等によって取り上げられる内容は、生活者としての視点から切取った地域の諸相であったと言え、受け手から発し手へと180度その立場を市民が変えうるものであった。

表3.2.2 テレビディレクター・キャスターと
住民ディレクター・キャスターの比較

	テレビディレクター テレビキャスター	住民ディレクター 住民キャスター
生活の場	テレビ局	地域（市町村）
情報発信の目的	娯楽・教養	まちづくりへの貢献
情報源	見聞（見たり聞いたり）	生活実践
情報の評価基準	面白いかどうか	生活に役立つかどうか
時間感覚	分刻み、秒刻み	一生
キーワード	娯楽	生活

出典：住民ディレクター・キャスター講座配付資料より

無論、既存のマス・メディアが全く生活視点を持っていないとは言わない。とりわけ昨今の生活情報番組の多様な広がりや地方民放局による地域密着性を売物にした独自番組は支持を得ている。しかし、ここにおいて注目したいことは、住民ディレクター・キャスターがその情報形成の中心的担い手（補助的参加者ではない）として市民の情報開発能力を高める点にある。つまり、講座のもつ市民層におけるメディア・リテラシー醸成としての機能であり、既存メディアに対する市民からの代替案提示としてとらえられる点である。また同時に、情報の収集から受容に至るコミュニケーションが一定の地域内で発生・完結し、まさに地域内での情報流通の活性化、情報の生産過程と消費過程の大量化・高度化・多様化に対して、これを部分的ながらも地域コミュニケーションとして担う役割に今後の地域情報化の姿が示唆される。

2. 3 多様な担い手と多様な地域情報

前節において検討した地域情報と本節における担い手について、共通して認識されなければならない視点は、その多様性にある。前章で示したように、こんにちの情報化段階では多様なメディアと、コンピュータ・ネットワーク上に

構築される柔軟な情報システムが存在するが、ここに地域コミュニケーションの多様性が加わることで、情報を生み出す人々が新たな地域コミュニケーションを生成する。前段の住民ディレクター・キャスター養成講座も、確かにメディア・リテラシー、住民参加の情報づくりとして位置付けられるが、そこには新しい人間同士のつながり、即ちメディア・システム・情報を通じての積極的なコミュニケーションが形成されたと言える。

また、メディアを介在させてのコミュニケーションに含意される、環境変化や社会的出来事の伝達、社会の構成員間での対応にむけた調整、解釈といった討論、また社会的に維持されている文化・価値・規範の世代・集団間での伝達といった諸機能^{1,2)}の実現においては、これを現実に伝え、受取る市民レベルでの多様な情報交流が不可欠である。

今あらためて、地域情報化の背景理念となった地域主義論に目を向ければ、そうした社会的機能を地域情報化が担うことで、「地域の経済的自立性」を土台とする「地域の政治的・行政的自律性」と「地域の文化的独自性」を発揮する一助として受容されるであろう。これをふまえれば社会の諸領域の情報化が多様に進む中で、地域がそのコミュニケーションを解体することなくこれを受容していくことを地域情報化政策は心得なければならないだろう。以下の問題提起は、情報共有の視点からとらえる地域情報化の今後のありかたを検討するものである。

3. システムの共有から情報の共有へ

これまで見てきたように、社会の情報化の中で比較的後発組であった地域の情報化も、各種政策の重層的な投資によって、その底辺を拡大し具体的なシステム整備を見せている。しかし、そこに積極的な人間の行為が伴わなければ、とりわけ地域を舞台とする市民による多様な活用がなければ、その機能の十全たる発揮とはいえない。実際、現実態としての地域情報化が持っている理念との乖離はまさにこの点にあるといえ、地域情報を手掛かりに再提起するうえで、その根本的な部分に情報共有の認識が不可欠であると考える。そこで本節では今後の情報化を決定づけるコンピュータ・ネットワークの普及を前提にシステ

ムを共有する意味を再検討し、さらにこれを超越えて、地域情報化の本質として情報の共有を検討したい。

3. 1 システムの共有

本稿においてみてきたように社会が諸領域での情報化を達成する過程で、生産効率目的でのシステムの導入から、世帯・個人のパーソナル・コンピュータの所有へとその裾野が広がることで、全社会的なコンピュータ・ネットワークが構造のうえではできあがりつつある。今後さらに社会システムとして認知を受け、いよいよこれを共有するに向かうであろう。しかし、すでにみたようにコンピュータ・ネットワークに接続する基本的操作技術は万人に受け入れられる水準にはない。ここに早期からのリテラシー教育の必要性があり¹³⁾、また情報格差是正にむけた技術開発と代替案提示、利用コストの低減が課題として存在する。これら課題を克服することで、広いネットワークをそなえ、平等な利用機会を市民にもたらすコンピュータ・ネットワークが社会システムの一部を担う。同様に、この意味でのコンピュータ・ネットワークのシステム共有は地域のレベルにおいても達成されつつあり、欠かせない社会資本として位置付けられる。しかし、その目的はシステムの所有ではなく利用にある。すなわち、目的としての情報共有がここに位置付けられる。

3. 2 情報共有の段階へ

コンピュータ・ネットワークは利用者に必要な情報を獲得する場を提供し、また一斉に同質同量の情報を伝達することに価値が置かれる。さらに個々人の道具としては時空間を圧縮して、もはや国境にとらわれることなく情報のやりとりを為すことが可能になっている。このような機能を人々が用いるその目的は二者間以上の情報の共有にはかならないといえる。

これは地域社会でのコミュニティ再編における対面的コミュニケーションの補完・拡張において威力を発揮する。昨今、地域開発計画への住民参加が声だかに叫ばれ、広く市民が意見を表出する場は増えてきているが、ここにおける情報作用は、情報格差の溝を埋めることに始まり、結論への合意という結果の

共有そのものにはかならない。地域の課題について、情報を知るものと知らないものとでは、そこにおける結論の導き方に格差があることは、最狭義の情報が「決定前提」として機能することの帰結である。ここにできるかぎり平等に情報を共有することの意味がある。

地域情報化が、地域コミュニケーションについての認識を基に受容されていったその基本に立返る意味においては、システムを共有することはその目標の通過点に過ぎない。地域が多様な経済・政治・文化のなかでつくられていく際には、そこに携る人間行為そのものが本質を形成し、ここに結び付けられる情報化を念頭にしなければならない。地域づくりにおけるハード志向、ソフト志向にあてはめれば、システム整備としての情報化はまさにハード整備にとどまるものである。情報化におけるソフト志向、これこそが情報共有にむけた情報化である。

また、本稿においても度々インターネットの可能性や、期待、また現状について取り上げてきたが、これを社会の情報化と同義的な関係で扱うことは性急である。確かに、画期的な情報環境を市民レベルにおいてもたらし、そこに向けられる理念的政策的期待は大きいが、その普及と含まれる課題克服の程度を見極める必要がある。その際の評価軸として情報共有が機能すべきであり、これはシステム共有型の社会にとどめるのではなく、あくまでもそれによって達成される情報共有型の社会を構築していくための指標と言える。

この意味からも、地域情報化は、単に物理的・装置的に情報化が達成されたかどうかの水準としてのシステム共有の段階にとどまるのではなく、とりわけ地域社会という領域の中で人々の情報共有の主要な手立てとして活用され、市民によって形成される地域情報をコミュニケーションする役割を改めて位置付ける段階にあり、情報共有の視点での設備投資・政策投資へと踏み出すことが必要である。

(注)

- 1) 斎藤吉雄編著『地域社会情報のシステム化』御茶の水書房、1999年、p.5。
- 2) 船津衛『地域情報と地域メディア』恒星社厚生閣、1994、p.107。
- 3) 林茂樹『地域情報化過程の研究』日本評論社1996、p.151. 154。

- 4) 熊谷文枝『デジタルネットワーク社会の未来』ミネルヴァ書房、1999年、第4章3節、4節。ニューメディア、とりわけインターネットにおける影の部分であるネット犯罪について、アメリカでの事例を紹介しながら、その危険性とルールづくりを紹介している。また、その経済的变化である電子商取引の普及にともなうプライバシー保護の問題についても、生産・消費関係の変化をふまえながら指摘している。
- 5) 情報の捉え方については、吉田民人『情報と自己組織性の理論』東京大学出版会、1990年、p.114. 122において「情報学」からのアプローチとして詳察されている。即ち、情報とは「物質およびエネルギーの時間的・空間的、定性的・定量的なパタン」「意味をもった記号の集まり」「有意味のシンボル集合」「決定前提を規定する有意味のシンボル集合」に至る最広義から最狭義までの4つの大類型として位置づけられる。また吉田は知識も「文化」に含められて情報の一つの形態として位置付けているが、これに対して富永健一は「知識」と「情報」を科学のカテゴリーから明確に区別しこれを批判している（富永健一『近代化の理論』講談社学術文庫、1996、p.437. 446）。即ち、「情報」は主に工学・自然科学の領域において主題とされるものであり、その性質は明らかに「知識」、すなわち人間の内的思索を経る精神作用の産物から切り離されるとしている。本稿では、これについての明確な区分を論じてこなかったが、今後の重要な検討課題である。
- 6) 清原慶子「地域メディアの機能と展開」竹内・田村編著『新版 地域メディア』日本評論社、1980年。
- 7) 宮崎寿子「メディア・リテラシー、民主主義的メディアの構築を目指して.」橋元良明編著『情報行動と社会心理』北樹出版、1999年。
- 8) 同上書、p.111. 112。
- 9) 同上書、p.115. 116。
- 10) 同上書、p.120. 121。
- 11) FMみらいは国体開催期間中のイベント局で、周波数84.1MHz（出力100W）の放送を1999年10月1日、31日にかけて熊本県庁1階の特設スタジオで運営された。この間、番組編成・進行・取材を住民ディレクター・キャスターが行った。
- 12) 清原慶子前掲書、p.38. 39。
- 13) 各地で開催される情報リテラシーに関する技能習得を目的とするIT講習会はまさにこの認識を政府がもつことを示している。

むすび

地域情報化という問題を、その背後にある社会の情報化過程の中に位置付け、その理念・政策を含めて検討してきた。第1章にみたようにいかなる領域の情報化も技術革新による新陳代謝の激しいものである。次々に生みだされるメ

ディア、システムを適切に採入れていかなければ、期待される機能すら発揮せず、一過性の情報化ブームになりかねない。「情報化」には常に新しいトレンドが生じ、時代時代においてそのトレンド＝情報化としてみなされてきたといえる。これは社会の情報化が以前未成熟な状態であることを自ら物語るものである。昨今はまさに「インターネット」が情報化の同義として扱われている。確かに、その可能性は無限である。しかし、その現実的作用が社会の底辺に至るまでにおいてどう影響するかは、社会構造の二重化に対する懸念が示すように¹⁾、その正確な把握にはまだ時間を要する。

一方で、メディアがいかに変化しようとも人々が必要とする情報の性質はさほど大きな変化をとげているわけではない。日常の安全に関するものから諸個人の自己実現にいたる、行為に結び付けられた情報を、いつの時代、どのメディアを使ったとしても獲得してきたと言える。また、情報それだけで私たちの生活が成り立つわけではなく、そこに人間の内面的な加工・解釈といった精神的な作用が生じ、具体的な行為に結び付けられたところに情報の持っている価値が発揮されると言える。

また、このような情報化状況を社会が見せる中で、平成10年3月に策定された『21世紀の国土のグランドデザイン』においても、「高度情報化時代」の認識の下に、多様な期待がこめられている。すなわち「集積の低さ」「大都市からの距離」といった社会的格差にさらされる地域社会の今後の発展において、「情報空間を生かす創意工夫」が「地域の発展をリードする重要な要素の一つ」という位置づけである²⁾。今後の国土開発の中で、どのように情報化がそれぞれの地域において取組まれ、価値付けしていくかについてはその理念軸と政策軸からの検討が重要である。

地域情報化の展開としてみたように、メディア開発とシステム整備を当座の目標にしてきた地域情報化が、その基底理念との距離をどのように埋めるのかは、地域社会をどのように捉えるのかという問題認識にかかっている。再三述べたように単に箱モノとしてのシステムを整備することが地域社会の発展に貢献するという安易な開発論は受容をみないであろう。

今一度、必要とされる地域情報に目を向け、開発一般の受け手であった市民

を発し手に迎えて、積極的な利活用を地域コミュニケーションの観点から推進することが地域社会の情報化に本質的に応えうるものになると考える。

(注)

- 1) 熊谷文枝『デジタルネットワーク社会の未来』ミネルヴァ書房、1999年、p.111. 112。
- 2) 国土庁編新・全国総合開発計画『21世紀の国土のグランドデザイン。地域の自立の促進と美しい国土の創造。』、1997年。第一部第一節。

(引用・参考文献)

- 磯村英一編『コミュニティの理論と政策』東海大学出版会、1983年
大石裕『地域情報化。理論と政策.』世界思想社、1991年
熊本県『熊本県地域情報化ビジョン』熊本県企画開発部政策企画課、1994年
国土庁『21世紀の国土のグランドデザイン』、1998年
児島和人編『講座社会学 第8巻 社会情報』東京大学出版会、1999年
斎藤吉雄編著『地域社会情報のシステム化』御茶の水書房、1999年
情報政策研究会編『地方公共団体における地域情報化施策の概要 平成10年版』第一法規出版、1999年
竹内郁郎・田村紀雄編著『新版 地域メディア』日本評論社、1989年
玉野井芳郎『地域主義の思想』農山漁村文化協会、1979年
田村紀雄『コミュニティ・メディア論』現代ジャーナリズム出版会、1972年
田村紀雄編著『ニューメディア行政』総合労働研究所、1984年
東京大学社会情報研究所『多チャンネル化と視聴行動』東京大学社会情報研究所、1993年
Tofler,A., The Third Wave, 1980. 徳山二郎監訳『第三の波』日本放送出版協会、1980年
富永健一『近代化の理論』講談社学術文庫、1996
富永健一『社会学講義』中公新書、1995年
橋元良明編『情報行動と社会心理』北樹出版、1999年
林茂樹『地域情報化過程の研究』日本評論社、1996年

- 船津衛『地域情報と地域メディア』恒星社厚生閣、1994年
- 松石勝彦編著『情報ネットワーク社会論』青木書店、1994年
- 郵政省編『通信白書 平成11年版』、1999年
- 吉田民人『情報と自己組織性の理論』東京大学出版会、1990年
- 吉原直樹『地域社会と地域住民組織』八千代出版、1980年
- 渡部栄『地域情報化と地域経済の発展』九州大学出版会、1995年